
令和8年度特別児童扶養手当システム
移行業務委託仕様書

令和8年8月

佐賀県総務部行政デジタル推進課

目次

第 1 章 総論	3
1.1 本業務の背景	3
1.2 本調達のための目的	3
第 2 章 現行業務及びシステムの状況	4
2.1 現行業務の状況	4
2.2 現行システムの状況	4
第 3 章 本委託業務の概要	5
3.1 本業務の範囲	5
3.2 委託対象システム構成	5
3.3 委託作業	6
3.4 スケジュール	7
第 4 章 委託対象システムの詳細要件	8
4.1 機能要件	8
4.2 その他	9
第 5 章 委託作業における詳細要件	10
5.1 システム要件定義フェーズ	10
5.2 設計フェーズ	10
5.3 製造フェーズ	10
5.4 試験フェーズ	10
5.5 移行フェーズ	11
第 6 章 委託業務遂行に関する要件	13
6.1 プロジェクト管理	13
6.2 体制及び要員に関する要件	13
6.3 打合せ・報告に関する要件	13
6.4 本委託業務の納品物	14
第 7 章 その他	15
7.1 知的財産権の帰属等	15
7.2 機密保持	15
7.3 情報セキュリティに関する受託者の責任	15
7.4 契約不適合責任	16
7.5 法令等の遵守	16

第1章 総論

1.1 本業務の背景

本県では、平成 20 年度に「情報化推進計画」を策定し、「利用者の利便性向上」、「行政業務の効率化」、「IT コストの削減」の 3 つの目標を掲げ、メインフレームからの脱却・オープン化をはじめとする庁内システム全体の最適化を実施した。その過程で、従来、メインフレームにて稼働していた各種小規模のシステム群について、Web システムとして共通のハードウェア基盤上に再構築したのが小規模業務システムである。

その後、平成 28 年 9 月に、情報セキュリティ強化の一環として、小規模システムを情報セキュリティ強化基盤へ仮想サーバとして移行し、令和 3 年度には佐賀県庁情報システム最適化計画に基づき構築されている共通基盤（仮想化基盤）の仮想サーバへの移行がなされた。令和 7 年度に共通基盤が更新されるに伴い、新仮想サーバに移行している。

現在、小規模システム群に構成されている特別児童扶養手当システム（以下「本システム」という。）は、Microsoft Edge の IE モードを利用した Web システムであるが、IE モードのサポート期限が 2029 年までとなっており、Edge ネイティブ環境で正常に動作するようにシステムを改修する必要がある。また、システムで利用する OS（Red Hat Enterprise Linux 7）のサポート期限が 2028 年 6 月までとなっており、対応期間を考慮すると今年度中に最新の OS 環境下で正常に動作するようにシステムを改修する必要がある。なお、本システムは本県独自のシステムかつ開発言語・フレームワーク・ミドルウェアが旧世代のものであり、現行技術を扱える技術者が業界的に減少傾向にあるなど保守継続性にも課題を抱えている。

そのため、Edge ネイティブ環境及び最新の OS 環境下にも適応済みである都道府県向けのパッケージ版の特別児童扶養手当システムに移行することで、Edge ネイティブ環境及び最新の OS 環境への対応と保守継続性の向上を目指す。

1.2 本調達の目的

本調達では、パッケージ版への移行対応を実施することにより、本システムの円滑な利用を図り、職員の業務を効率化及び適正化することを目的とする。

第2章 現行業務及びシステムの状況

2.1 現行業務の状況

(1) 特別児童扶養手当支給業務

特別児童扶養手当は、精神又は身体に障害を有する児童を監護する父若しくは母等に手当を支給することにより、これらの児童の福祉の向上を目的とするものである。

県は、特別児童扶養手当の新規認定請求・却下、有期更新・却下、額改定請求・却下、手当支払のデータ作成、受給資格者の管理・登録内容の変更、受給資格の喪失、所得状況届の審査、統計処理等を行っている。

2.2 現行システムの状況

各システムは、2.1で述べた業務を遂行するため、申請受付やデータ管理、各種帳票出力等に利用されている。各システムの稼働状況は次のとおり。

(令和7年度利用回数・稼働率)

(1) 特別児童扶養手当システム (1,002回・100%)

※稼働率についてはバックアップ取得のためのシステム停止除く

第3章 本委託業務の概要

3.1 本業務の範囲

11の小規模システム群から構成されるうち、『特別児童扶養手当システム』についてパッケージ版への移行対応を実施する。



図.3-1 本委託業務の責任範囲

3.2 委託対象システム構成

3.2.1 ハードウェア

本システム移行後のハードウェアは共通基盤から提供される。仮想サーバに割り当てる各リソースは、システム要件定義フェーズにおいて、現在及び今後のシステム利用状況等を考慮し、移行後に必要な容量を県と協議のうえ、決定すること。

3.2.2 ソフトウェア

本システム移行後は、OSとウイルス対策ソフトについては、共通基盤から以下のバージョンが提供される。

- ・OS : Red Hat Enterprise Linux 9

- ・ウイルス対策ソフト：TrendMicro Deep Security Agent

監視機能は、移行前と同等のものを要求するが、共通基盤で提供する監視機能の中から選択すること。その他必要となるソフトウェアについては、本システム移行後も移行前と同じ製品を使用するが、バージョンについてはシステム要件定義フェーズにおいて、OSへの対応状況、安定動作、保守性等を考慮のうえ決定することとする。

3.2.3 ネットワーク

本システム移行後のネットワーク機能は共通基盤から提供される。

3.3 委託作業

本業務における委託作業は次のとおり。その詳細は第5章で示す。

なお、パッケージ標準での導入を前提とし、外部向けの帳票（通知書および所得状況届）の軽微な調整（レイアウトや固定文言の微調整）及び県の統合宛名システムとの連携等の調整を除き、県独自のカスタマイズについては想定していない。

なお、特別児童扶養手当システムはマイナンバーを扱うシステムのため、県が指定した場所で作業すること。

3.3.1 システム要件定義フェーズ

現状分析を行い、導入するパッケージシステムへの適用にあたり、システムに必要な設定内容および対応事項を整理する。

3.3.2 設計フェーズ

県独自のカスタマイズ部分に関する基本設計、詳細設計（入出力設計、コード設計、プログラム設計 等）を行う。必要に応じて関連システム運用保守業者と積極的に連携して、円滑な業務遂行に努めること。

3.3.3 製造フェーズ

設計フェーズの成果物をもとに環境構築、県独自のカスタマイズ部分に関するプログラミング、単体試験を行う。

3.3.4 試験フェーズ

製造フェーズの成果物を結合させ、設計フェーズの成果物のおおりの動きをするかをすべての処理において確認する。また、システム間の送受信が発生する機能については、関連システムと協議を行い、双方のシステムの現行運用に支障をきたさない時間帯を調整して試験を実施する。

3.3.5 移行フェーズ

試験フェーズを経た成果物を実際の運用環境上に移行し、その動作を確認する。

3.4 スケジュール

令和9年3月から運用できるよう、全工程を終了し、全成果物を納品して、県の承認を受けること。
なお、詳細は県と協議の上で決定すること。

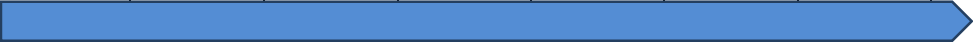
フェーズ	令和8（2026）年					令和9（2027）年		
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
現行システム運用								
要件定義フェーズ								
設計フェーズ								
製造フェーズ								
試験フェーズ								
移行フェーズ								
新システム運用								

図. スケジュール（想定）

第4章 委託対象システムの詳細要件

4.1 機能要件

別紙「機能要件一覧」及び別紙「帳票要件一覧」のとおりとする。

なお、原則パッケージ標準での導入とし、外部向けの帳票（通知書および所得状況届）の軽微な調整（レイアウトや固定文言の微調整）及び県の統合宛名システムとの連携等の調整を除き、県独自のカスタマイズについては想定していない。

作業に際しては、「庁内情報システム共通基盤ガイドライン」を遵守し、県と協議の上、業務にあたること。

4.2 セキュリティ要件

（１） 資料及びデータの取り扱い

- ・本業務を実施するにあたり必要と思われる資料及びデータの提供は、県が妥当と判断する範囲で行う。
- ・受託者は県から提供された資料及びデータを、本業務を実施する目的のみに用いるものとし、県の許可なくして複写又は複製してはならない。
- ・受託者は業務終了後、県から提供された全ての資料及びデータを県に返却すること。
- ・契約の終了時のほか、保存されたデータを別のシステムに移行する必要が発生する場合は、サーバ上に保存されたデータについて、汎用性のあるデータ形式に変換して提供するとともに、一時的なものも含めて、不要になった記憶媒体上のデータは復元できないよう除去し、その結果を県に書面で報告すること。なお、実施方法等の詳細については、県と協議するものとする。

（２） プロジェクト作業環境

1. 作業員の管理

- ・本プロジェクトのプロジェクトマネージャは本プロジェクトに関する資料及びデータを取り扱う作業員を限定し、適切に管理すること。
- ・本プロジェクトに関する資料及びデータを取り扱う作業環境（庁内の指定された作業場所や受託者のプロジェクトルーム等）に入退場する作業員を適切に管理し、第三者への情報漏洩を防ぐこと。

2. 作業端末のセキュリティ

- ・本プロジェクトに関するデータを取り扱う作業端末がウイルス対策ソフトの導入やセキュリティパッチの適用など、適切なセキュリティ対策が施されていること。
- ・本プロジェクトに関するデータを取り扱う作業端末が情報漏洩リスクのあるソフトウェア（ウィニーなどの P2P ファイル共有ソフトウェアなど）をインストールしていないこと。
- ・本プロジェクトに関するデータを取り扱う作業端末上で、データへのアクセス権限の設定や作

業員のアクセスログを取るなどの工夫を行い、適切な作業員のみが同データにアクセスしていることを確認できるよう管理すること。

- ・本プロジェクトに関するデータを取り扱う作業端末は、ほかの用務での使用は行わないこととし、原則設置場所を固定すること。

4.3 その他

- (1) 作業にあたっては、現行のシステム運用に支障が出ないようにすること。
- (2) 検証内容、及び検証結果を提示し、県が検証する内容（項目）を必要最小限にすること。
また、県が検証する内容（項目）を提示すること。

第5章 委託作業における詳細要件

5.1 システム要件定義フェーズ

受託者は 4.1 機能要件を満たすため、現状分析を行い導入するパッケージシステムへの適用にあたり、システムに必要な設定内容および対応事項を整理する。

5.2 設計フェーズ

システム要件定義フェーズの成果をもとに、システムの詳細設計（入出力設計、コード設計、ファイル設計、信頼性・安全性設計）、プログラム設計及び帳票設計を行う。なお、原則パッケージ標準での導入とするため、外部向けの帳票（通知書および所得状況届）の軽微な調整（レイアウトや固定文言の微調整）及び当県の統合宛名システムとの連携等の調整に関する設計のみとする。

また、必要に応じて関連システム運用保守業者と積極的に連携して、円滑な業務遂行に努めること。

5.3 製造フェーズ

設計フェーズの成果物をもとに環境構築、プログラミング、単体試験を行う。

5.4 試験フェーズ

製造フェーズの成果物を結合させ、設計フェーズの成果物のおおりの動きをするかを確認する。また、システム間の送受信が発生する機能については、関連システムと協議を行い、双方のシステムの現行運用に支障をきたさない時間帯を調整して実施する。具体的な作業内容は次のとおり。

5.4.1 試験計画書の作成

実施する結合試験、総合試験、セキュリティ試験について、試験方針、実施内容及び実施理由を記載し、試験工程毎に試験計画書として提出すること。

試験計画書に記載すべき事項は次のとおり。

- ・受託者の試験実施体制と役割
- ・試験に係る詳細な作業及びスケジュール
- ・試験環境（試験における回線及び機器構成、試験範囲）
- ・試験データ

5.4.2 試験実施要件

(1) 試験工程共通要件

結合試験及び総合試験の各工程において共通する要件を以下に示す。

- ① 受託者は試験の管理主体として試験の管理を実施するとともに、その結果と品質に責任を負い適切な対応を行うこと。
- ② 受託者は県及び関連する他システムに係る業者等との作業調整を行うこと。
- ③ 県に対し定期進捗報告及び問題発生時の随時報告を行うこと。
- ④ 試験実施前に、試験項目および試験方法を提示すること。
- ⑤ 試験終了時に、試験結果を報告するとともに、残課題がある場合は対応方針を提示すること。
- ⑥ 他システムとの接続試験を実施する際には、県の職員、当該システム開発及び保守業者と十分な調整を図り、受託者の負担と責任において実施すること。

(2) 試験データ要件

試験において使用する試験データに係る要件を以下に示す。

- ① 試験データは、原則として受託者において用意すること。
- ② 試験データの管理は、受託者が責任を持って行うこと。なお、試験工程毎の試験計画書に試験データの種類等を記載すること。

(3) 試験環境要件

- ① 試験データは、原則として受託者において用意すること。
- ② 試験データの管理は、受託者が責任を持って行うこと。なお、試験工程毎の試験計画書に試験データの種類等を記載すること。

(4) 結合試験要件

本システム全体において、各機能及びシステム間連携が正しく動作することを確認すること。

(5) 総合試験要件

機能性、信頼性、使用性及び応答性の観点において試験を行い、移行前のシステムと同等の機能を有し、同等以上の信頼性・使用性・応答性を実現していることを確認すること。

(6) セキュリティ試験要件

システムの動作環境又は動作前提であるソフトウェアについて、既知の脆弱性が存在しないこと、及び既知の攻撃手法に対して脆弱な設定が行われていないことを確認すること。

5.5 移行フェーズ

試験フェーズを経た成果物を実際の運用環境上に移行し、その動作を確認する。具体的な作業内容は次のとおり。

5.5.1 プログラム及びデータの移行

受託者は、プログラムの移行にあたって必要となる各種作業を実施すること。

5.5.2 受入試験

(1) 受入試験支援要件

県が主体となって実施する受入試験に係る要件を以下に示す。

- ① 受入試験における具体的な手順及び結果を記入するための受入試験手順書（案）を作成すること。なお、システム操作に精通していない職員でも分かりやすい試験となるように工夫すること。
- ② 受入試験で必要となる試験データの準備について支援すること。
- ③ 受入試験で確認された障害について対応方針を提示し県の承認を得ること。
- ④ 県に承認された対応方針に従い、プログラム及びドキュメント等を修正すること。

第6章 委託業務遂行に関する要件

6.1 プロジェクト管理

6.1.1 プロジェクト管理方法

PMBOK（Project Management Body of Knowledge）など、世界的にも標準手法として認知されているプロジェクト管理方法を用いること。

6.1.2 プロジェクト基礎データの収集報告方法

プロジェクトの進捗・品質を担保するために必要な基礎データを明確にし、その取得方法、報告方法について県と合意した上収集すること。県に対する報告は収集した基礎データをもとに行うこと。

6.2 体制及び要員に関する要件

6.2.1 プロジェクト体制

本業務に遂行に関するプロジェクト実施体制を敷くこと。

外部組織、協力会社などが存在する場合、その関係、役割、作業分担、責任範囲、指揮系統を明確にすること。

6.2.2 要員計画

本業務を遂行するために、プロジェクトマネージャーを1人割り当てること。

プロジェクト要員を計画し、要員の情報(プロフィール情報、スキル情報、参画期間、経験情報)を明確にすること。

6.2.3 組織管理・コミュニケーション管理方法

本業務におけるプロジェクト組織の管理方法、組織間・組織内のコミュニケーション管理方法についてあらかじめ県と合意すること。

6.3 打合せ・報告に関する要件

受託者は、本事業のスケジュール等に十分配慮し、県との打合せ・報告等を主体的に行うこと。また、本業務の実施にあたり、県と行う打合せ、報告等に関する議事録を作成し、県にその都度提出して内容の確認を得るものとする。

6.4 本委託業務の納品物

6.4.1 納品物の内容

表 6-1 に記すものを県が示す期限までに納品すること。
内容は県担当者と協議し、承認を得たものを提出すること。

表 6-1 成果物一覧

フェーズ	成果物	内容
システム要件定義	システム要件定義書等	実施計画書、システム構成、マスタスケジュール等
設計	システム変更および移行設計書	システムの構成図（構成内容含む）、システム変更設計書 ※共通基盤で定義されている様式「共通基盤利用構成図」の提出も含む ※パッケージ標準機能等は除く
	環境定義書	システム環境構築に関する各種定義情報をまとめたもの ※共通基盤で定義されている様式「共通基盤設定情報」の提出も含む
製造・試験	テスト計画書	テストのテスト方式、作業手順を定義した計画書
	テスト仕様書・チェックリスト	テストのチェックリスト、およびテスト結果
	テスト結果報告書	テストの実施結果、評価をまとめた報告書
移行	移行計画書・手順書	移行作業の計画、手順
	受入試験手順書	受入テストのテスト方式、作業手順を定義した計画書
その他	各種会議・打合せ議事録	議事録と問題点管理表

6.4.2 形式等

書類（電子媒体）は、CD-R 又は、DVD-R により 1 部提出すること（ファイルフォーマットは Microsoft Office ファイル又は PDF を原則とし、それ以外のデータ形式で提出する場合は事前に県担当者と協議し、承認を得ること）。

6.4.3 納品場所

県の指定する場所に納品すること。

第7章 その他

7.1 知的財産権の帰属等

知的財産権等については、委託契約書による。

7.2 機密保持

- (1) 受託者は、本調達に係る作業を実施するに当たり、県から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用しないものとする。但し、次のいずれかに該当する情報は、除くものとする。
 - ・取得した時点で、既に公知であるもの
 - ・取得後、受託者の責によらず公知となったもの
 - ・法令等に基づき開示されるもの
 - ・佐賀県から秘密でないと指定されたもの
 - ・第三者への開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に県と協議の上、承認を得たもの
- (2) 受託者は、県の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、或いは複製しないものとする。
- (3) 受託者は、本調達に係る作業に関与した受託者の所属職員が異動した後においても、機密が保持される措置を講じるものとする。
- (4) 受託者は、本調達に係る検収後、受託者の事業所内部に保有されている本調達に係る佐賀県に関する情報を、裁断等の物理的破壊、消磁その他復元不可能な方法により、速やかに抹消すると共に、県から貸与されたものについては、検収後1週間以内に県に返却するものとする。
- (5) 契約の終了時のほか、保存されたデータを別のシステムに移行する必要が発生する場合は、サーバ上に保存されたデータについて、汎用性のあるデータ形式に変換して提供するとともに、一時的なものも含めて、不要になった記憶媒体上のデータは復元できないよう抹消し、その結果を県に書面で報告すること。なお、実施方法等の詳細については、県と協議するものとする。

7.3 情報セキュリティに関する受託者の責任

7.3.1 情報セキュリティポリシーの遵守

受託者は、佐賀県のホームページに公開している「佐賀県情報セキュリティ基本方針」を遵守すること。なお、個人情報の扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

また、脆弱性の監視を行い、新たな脆弱性が確認された際には、県と相談の上、速やかに対応を行うこと。

本委託業務の報告書等の納品の前に既知の脆弱性診断を行い、問題を解消した上で納品すること。

7.3.2 情報セキュリティを確保するための体制の整備

受託者は、佐賀県の情報セキュリティポリシーに従い、受託者組織全体のセキュリティを確保すると共に、発注者から求められた当該業務の実施において情報セキュリティを確保するための体制を整備すること。

7.3.3 脆弱性の管理

コーディング等を行う場合は、IPAの「安全なウェブサイトの作り方」を参考にする等、セキュアなプログラム構築を行うこと。

ソフトウェア等の納品物は新規作成、改修に関わらず、当該納品物の関連範囲に応じて、アプリケーションおよびプラットフォームの脆弱性診断を行い、診断結果を文書で提出し問題を解消した上で納品すること。

ソフトウェア等の納品物は利用基盤を含めてライフサイクルの全期間に渡り脆弱性の監視を行い、新たな脆弱性が確認された際には、県と相談の上、速やかに対応を行うこと。

7.4 契約不適合責任

納入成果物が本仕様書に適合しない旨の県からの通知があった場合には、受託者の責任及び負担において、県が相当と認める期日までに補修を完了するものとする。

7.5 法令等の遵守

- (1) 受託者は、民法（明治 29 年法律第 89 号）、刑法（明治 40 年法律第 45 号）、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）等の関係法規を遵守すること。
- (2) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。